

砥部町耐震改修促進計画

平成20年3月
平成23年10月改正
平成29年10月改正
平成31年3月改正
令和2年3月改正

目次

| | | |
|-----------------------------------|-------|----|
| 第1 基本方針 | | P1 |
| 1 目的 | | |
| 2 予防対策の推進 | | |
| 3 応急対策の推進 | | |
| 第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等 | | P1 |
| 1 愛媛県の特徴 | | |
| 2 想定する地震 | | |
| 3 想定される被害の状況 | | |
| 第3 耐震化の現状・目標 | | P4 |
| 1 現状 | | |
| 2 目標の設定 | | |
| 第4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策..... | | P6 |
| 1 建築物の所有者等、市町の役割等 | | |
| 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策 | | |
| 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 | | |
| 4 地震時の総合的な安全対策に関する事項 | | |
| 5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 | | |
| 6 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策 | | |
| 第5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 | | P8 |
| 1 地震ハザードマップについて | | |
| 2 相談体制の整備及び情報提供について | | |
| 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 | | |
| 4 自主防災組織等との連携 | | |
| 第6 「被災建築物応急危険度判定」の実施計画 | | P9 |
| 1 目的 | | |
| 2 定義 | | |
| 3 震前対策 | | |

- 4 判定の実施
- 5 県との連絡調整
- 6 その他

第7 実施期間 P10

第8 計画の見直し P10

第1 基本方針

1 目的

砥部町耐震改修促進計画（以下、「町計画」という。）は、「砥部町地域防災計画」、「愛媛県耐震改修促進計画」（以下、「県計画」という。）及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき、砥部町内の建築物の地震災害予防対策と地震災害応急対策の促進を目的とする。

（1）予防対策

町内の建築物の耐震性能を確保するため、耐震性能の把握を目的とした耐震診断と、その結果に基づく耐震改修を促進することによって、耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産の保護を図る。

（2）応急対策

被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、町民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制を整備する。

2 予防対策の推進

重点的に耐震化を図る建築物は次のものとし、法の積極的運用及び「住宅・建築物耐震改修等事業」等の活用により推進を図るものとする。

（1）昭和56年5月31日以前に建築確認された住宅（ただし、建築確認不要の住宅にあっては、昭和56年5月31日以前に着工されたもの）

（2）法第14条第1号から第3号の規定による用途・規模等に該当する建築物（以下、「多数の者が利用する建築物等」という。）で、昭和56年5月31日以前に建築確認されたもの（以下、「特定建築物」という。）

3 応急対策の推進

応急対策は、県計画及び町計画に定めるもののほか、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアルに基づき県、他市町及び「愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会」（以下「協議会」という。）の協力を得て迅速かつ的確に実施するものとする。

第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等

1 愛媛県の特徴

（1）地形・地質

愛媛県は四国の北西部に位置し、瀬戸内海（燧灘、安芸灘、伊予灘）と宇和海に接している。大小200あまりの島が点在し、東西を走る中央構造線を境に、北部に平野が、南部に四国山地が連なる地域である。

（2）中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯である。県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。全体として

長さは約290kmで、連続的に分布しており、過去には、複数の区間（セグメント）で同時又は分かれて活動したと推定されているが、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。

(3) 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。南海トラフで発生する地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面が沈み込むことに伴って、これら2つのプレートの境界面が破壊する（ずれる）ことによって発生する。また、震源域全体がすべることで発生する地震が、「最大クラスの巨大地震（南海トラフ巨大地震）」であり、この震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

(4) 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部がずれることによってM6.7～7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にM6.7～M7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の芸予地震（M6.7）である。

2 想定する地震

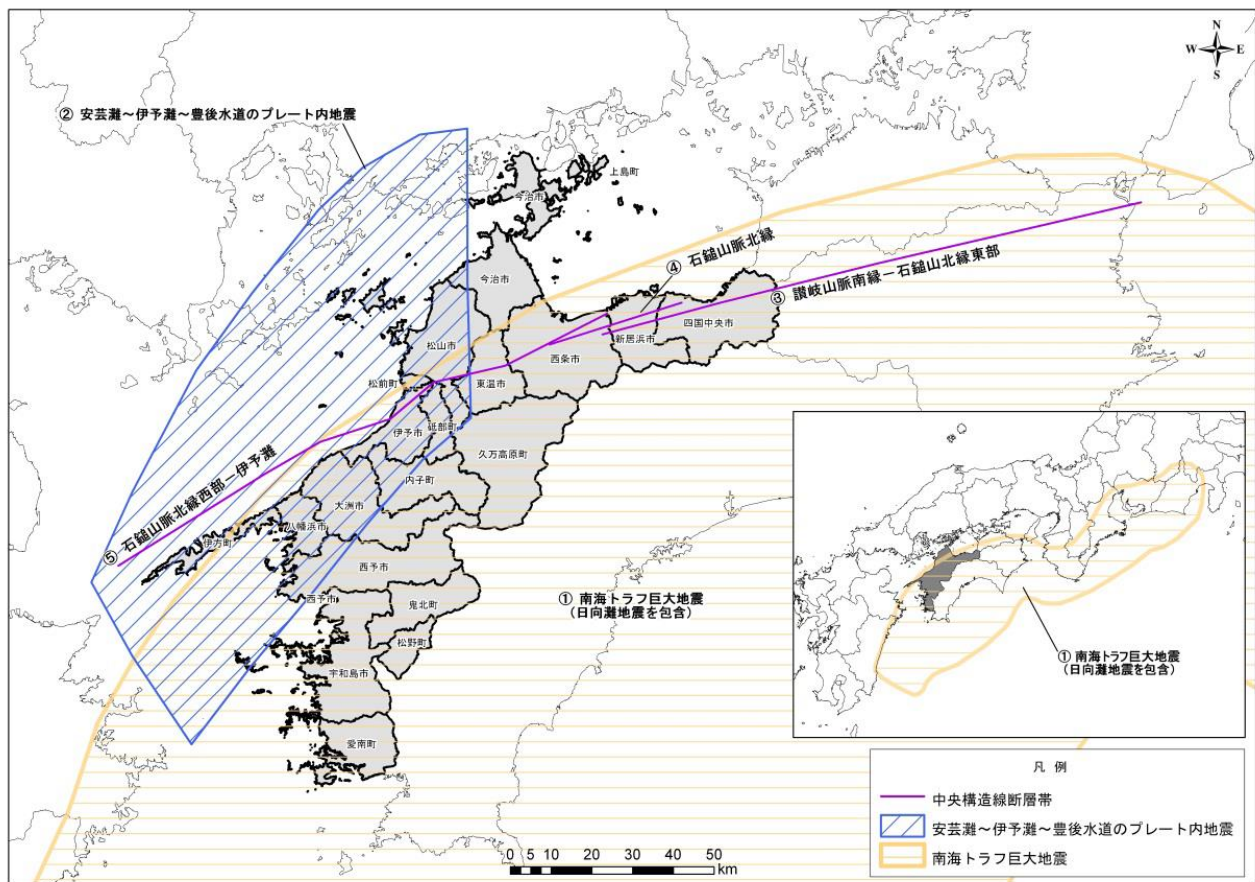
愛媛県においては、南海トラフを震源域とする南海地震が有史以来100年から150年間隔で発生しているほか、伊予灘・日向灘周辺では過去に大規模な地震が発生している。また、愛媛県を横断する中央構造線断層帯は、国内最大規模の断層であることから、中央構造線断層帯での地震にも留意する必要がある。このことから、砥部町地域防災計画では、想定する地震を【表2-1】及び【図2-1】としている。

【表2-1】 想定地震

| 名称 | 内容 | マグニチュード | 地震動 | 砥部町で震度6強または6弱以上の該当の有無 |
|-------|----------------------|---------|---|-----------------------|
| 想定地震1 | 南海トラフ巨大地震 | 9.0 | 一部を除く県全域で震度6弱以上になり、低地では震度6強以上となると想定される。 | 有 |
| 想定地震2 | 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 | 7.4 | 松山市、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、松前町、伊方町の低地で震度6弱以上になり、特に、松山市の一部では震度6強になると想定される。 | 無 |
| 想定地震3 | 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震 | 8.0 | 松山市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町の低地において広い範囲で震度6弱以上になり、特に、新居浜市、四国中央市の一部では、震度7になると想 | 無 |

| | | | | |
|-----------|-----------------|-----|--|---|
| | | | 定される。 | |
| 想定地震 4 | 石鎚山脈北縁の地震 | 7.3 | 今治市、新居浜市、西条市、四国中央市の低地は震度6弱以上になり、特に、新居浜市の一部は震度7になると想定される。 | 無 |
| 想定地震 5 | 石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震 | 8.0 | 松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町で震度6弱以上になり、特に、西条市、伊方町の一部では震度7になると想定される。 | 有 |

【図2-1】 想定地震の発生領域



3 想定される被害の状況

想定地震の揺れによって想定される建築物の被害については、砥部町地域防災計画において被害想定（「愛媛県地震被害想定調査」（平成25年12月））が示されている。（【表2-2】のとおり）

【表2-2】建築物被害想定結果の概要（町内合計）

| 想定地震 | | | 南海トラフ巨大地震 (陸側ケース) |
|------------------|------|----|----------------------|
| 建築物 被害 (棟) | 揺れ | 全壊 | 246 |
| | | 半壊 | 1,496 |
| | | 合計 | 1,742 |
| | 液状化 | 全壊 | 16 |
| | | 半壊 | 30 |
| | | 合計 | 46 |
| | 土砂災害 | 全壊 | 19 |
| | | 半壊 | 45 |
| | | 合計 | 64 |
| | 火災 | | |

第3 耐震化の現状・目標

1 現状

(1) 住宅

平成19年家屋台帳によると、砥部町内における住宅の耐震化の状況は、住宅約8,255戸のうち、昭和55年以前に建設された住宅は約4,153戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、約58.2%と、県平均（約67.4%）及び全国平均（約75%）を下回る水準であった。

平成25年住宅土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約8千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約2,800戸であり、耐震化率を推計すると、砥部町内における住宅の耐震化率の状況は【表3-1】のとおりであり、約70%と、県平均（約75.0%）及び全国平均（約82%）を下回る水準となっている。

【表3-1】住宅の耐震化の推計（平成25年度末）

| 区分 | 昭和56年 以降の住宅数 ① | 昭和55年以前の 住宅数② | 住宅数 ④ (①+②) | 耐震性有 住宅数 ⑤ (①+③) | 現状の 耐震化率 (%) ⑤/④ |
|-----------|----------------------|------------------|-------------------|---------------------------|---------------------------|
| | | うち耐震性 有③ | | | |
| 木造戸建 | 4,170 | 2,770 | 6,940 | 4,503 | 64.9 |
| | | 333 | | | |
| 共同 住宅等 | 810 | 50 | 860 | 848 | 98.6 |
| | | 38 | | | |
| 合計 | 4,980 | 2,820 | 7,800 | 5,356 | 68.7 |
| | | 371 | | | |

* 「共同住宅等」 = 木造戸建住宅以外の住宅（長屋、共同住宅、木造以外の戸建住宅 等）

(2) 多数の者が利用する建築物等

平成17年度に実施した建築物の状況調査結果によると、砥部町内における法第14条第1号及び第2号に規定される多数の者が利用する建築物等の耐震化率は85.9%で県平均60.4%及び全国平均の約75%を上回っていた。

平成27年度末時点における、多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は【表3-2】及び【表3-3】のとおりであり、耐震化率は90.7%と、県平均77.2%及び全国平均の約85%を上回る水準となっている。

【表3-2】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（平成27年度末）

| 区分 | 昭和56年6月以降の建築物棟数 ① | 昭和56年5月以前の建築物棟数 ② | | 建築物棟数 ④ (①+②) | 耐震性有建築物棟数 ⑤ (①+③) | 現状の耐震化率 (%) ⑤/④ |
|----------|----------------------|----------------------|--|---------------------|-------------------------|-----------------------|
| | | うち耐震性有③ | | | | |
| 法第14条第1号 | 48 | 17 | | 65 | 59 | 90.7 |
| | | 14 | | | | |
| 法第14条第2号 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 |
| | | 0 | | | | |
| 合計 | 48 | 17 | | 65 | 59 | 90.7 |
| | | 14 | | | | |

【表3-3】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（所有者別）
（平成27年度末）

| 区分 | 昭和56年6月以降の建築物棟数 ① | 昭和56年5月以前の建築物棟数 ② | | 建築物棟数 ④ (①+②) | 耐震性有建築物棟数 ⑤ (①+③) | 現状の耐震化率 (%) ⑤/④ |
|----|----------------------|----------------------|--|---------------------|-------------------------|-----------------------|
| | | うち耐震性有③ | | | | |
| 公共 | 18 | 14 | | 32 | 29 | 90.6 |
| | | 11 | | | | |
| 民間 | 30 | 3 | | 33 | 30 | 90.9 |
| | | 0 | | | | |
| 合計 | 48 | 17 | | 65 | 59 | 90.7 |
| | | 11 | | | | |

2 目標の設定

住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化率における目標は、【表3-4】のとおりとする。

住宅の耐震化率については、県計画では将来の既存住宅の減失及び新規住宅建設の推移や耐震診断結果及び耐震改修実績による既存住宅の耐震性能確保

戸数の推計、また、耐震改修実績から推計する今後の施策効果等を踏まえ、現状の耐震化率75.0%を平成32年度末には90%とすることを目標としている。砥部町の現状は68.7%で、県の現状より低い水準にあるため、県計画と同じ、平成32年度末には90%とすることを目標とする。

また、法第14条第1号に規定する多数の者が利用する建築物については、県計画では現状の耐震化率77.2%を平成32年度末には85%とすることを目標としているが、砥部町では現状が90.7%と県計画の平成32年度末の目標を達成しているため、各年度1棟程度の耐震化を見込み95.5%を目標とする。

これらの目標の達成には、耐震改修、改築、除却等の方法により耐震化の推進が望まれる。耐震性の無い住宅については各年度550戸程度の耐震化を図ることが必要となる。

【表3-4】住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化の目標

| 区分 | 現状 (平成25年度末) | 耐震化の目標 (平成32年度末) |
|--------------------|-----------------|---------------------|
| 住宅 総数 | 7,800 戸 | 7,878 戸 |
| うち耐震性有 | 5,356 戸 (68.7%) | 7,091 戸 (90.0%) |
| うち耐震性無 (未確認を含む) | 2,444 戸 (31.3%) | 787 戸 (10.0%) |
| 区分 | 現状 (平成27年度末) | 耐震化の目標 (平成32年度末) |
| 法第14条第1号 総数 | 65 棟 | 66 棟 |
| うち耐震性有 | 59 棟 (90.8%) | 63 棟 (95.5%) |
| うち耐震性無 (未確認を含む) | 6 棟 (9.2%) | 3 棟 (4.5%) |

第4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 建築物の所有者等、町の役割等

建築物の所有者等、町の役割等については、砥部町地域防災計画に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 住宅・建築物の所有者等（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）の役割

住宅・建築物の耐震化は、倒壊した場合にその居住者のみならず周囲の敷地及び沿道にも被害をもたらす危険性を取り除く地域防災対策であり、まずは住宅・建築物の所有者等が、それを自らの問題、地域の問題として取り組む。

(2) 町の役割

町は、住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の計画的な耐震化を推進するため、町計画に、地域の実情に応じた施策を定めることとする。また、自主防災組織や地域住民と連携した取組みを推進する。加えて、町が管理する施設について、自ら耐震性の確保に努めることとする。

(3) 協議会との連携

町計画の実施にあたっては、県、他の市町、社団法人愛媛県建築士会、社団法人愛媛県建築士事務所協会及び社団法人建設業協会（以下「建築関係団体」という。）でつくる協議会と連絡調整を図りながら協力して効果的な推進を図るものとする。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 住宅の耐震化の促進について

- ・ 町は、国庫補助事業等（「社会資本整備総合交付金」など）を活用して、耐震診断及び耐震改修等に対する助成を行い、住宅の耐震化を推進する。
- ・ 町は住宅の所有者が「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」により実施する耐震診断について、砥部町木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱に基づき費用の一部について補助をし、住宅の所有者に耐震性能の情報提供を行うことにより、既存の木造住宅の耐震化を促進する。
- ・ 町は住宅の所有者が実施する耐震改修について、砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱に基づき実施した耐震改修工事等に要する費用の一部について補助をし、既存の木造住宅の耐震化を促進する。

(2) 建築物の耐震化の促進について

町は、県計画及び町計画に位置付けられた特定建築物について、「社会資本整備総合交付金」等を活用し、耐震化を促進する。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 愛媛県住宅リフォーム支援事業

県は、金融機関、リフォーム事業者と連携し、県民の円滑な住宅リフォームを支援するため、リフォームかし保険を利用した工事を行う際の資金について、優遇措置を講じる金融機関を紹介する「リフォーム融資紹介事業」及び「リフォーム相談・情報提供サービス」の2つの事業を柱とする「住宅リフォーム支援事業」を実施している。町はこの事業の周知に努める。

(2) 戸別訪問

町は、住宅の耐震化を緊急的に促進するため、県や建築関係団体等と連携し、町内において、戸別訪問を実施し、耐震化の重要性等について直接説明を行う。

4 地震時の総合的な安全対策に関する事項

(1) 窓ガラス・天井・外壁等落下危険物等の飛散・落下防止

町は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス・落下危険物等の飛散・落下、天井崩落の危険性のある建築物の所有者等に対し、事故の防止及び安全対策等を周知、指導する。

(2) ブロック塀の倒壊防止

地震によりブロック塀が崩壊した場合、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動に支障が出る可能性があることから、町は、ブロック塀の設置者又は管理者に対し、安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法等について周知、指導を行うこととし、別紙1に定める災害時

の重要な避難路等については、ブロック塀の安全確保を推進することとする。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

法第6条第3項第2号に基づく「沿道の建築物が地震によって倒壊することにより、交通輸送が妨げられ、市町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難が困難となる道路」として、県計画で指定されている一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路について、【表4-1】に掲げる町内の道路において沿道の建築物の耐震化を推進する。

【表 4-1】 緊急輸送道路一覧

| 管理区分 | 路 線 名 | 区 間 |
|------|------------|--------------|
| 公団 | 四国縦貫自動車道 | 砥部町八倉 |
| 国 | 一般国道（33号） | 砥部町拾町～砥部町岩谷 |
| 県 | 一般国道（379号） | 砥部町大南～砥部町総津 |
| 県 | （主）伊予川内線 | 砥部町八倉～砥部町高尾田 |

6 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅・建築物の被害を防止するため、安全な場所への移転や、造成された宅地の崩壊防止対策を推進するため、町は、危険ながけ付近に建築された住宅の所有者等に対し、「がけ地近接等危険住宅移転事業（国庫補助事業）」の周知・啓発を行い、移転等を促進する。

第5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップについて

町では砥部町防災マップを作成しており、住民への全戸配布等を実施し、防災情報の周知に務めている。

また、愛媛県では、想定できる地震が発生した場合の人的被害や建物倒壊被害、火災被害などについて予測を行い、地震による地域の危険性を事前に把握するとともに、今後の防災対策の推進に反映させることを目的に、「愛媛県地震被害想定調査」が行われ、想定地震動による想定震度分布図などがインターネットによって公開されている。

(<http://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei25.html>)

2 相談体制の整備及び情報提供について

(1) 法の普及・啓発

町は、建築技術者や建築物の所有者等に対し、法の周知に努めるとともに、既存建築物の耐震診断と改修に関する普及・啓発に努めることとする。

(2) 相談窓口の設置

町は、既存建築物の耐震診断と改修について、町民に正しい情報を提供するため、相談窓口を開設することとする。

(3) パンフレット等の活用

耐震診断及び耐震改修を図るための、国、県、関係機関作成のパンフレットを活用すると共に、町独自の事業についてもパンフレットを作成し町民に耐震改修の通知を図る。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

町は、愛媛県住宅リフォーム支援事業の周知に努めるとともに、リフォーム時における耐震改修の誘導に努める。

また、平成12年以前に建築された住宅の中には、筋かいの端部や柱頭、柱脚の固定が不十分な場合があることから、リフォームで壁仕上げをはがすときは、既存の筋かい、柱頭・柱脚の接合部の仕様を確認し、固定が不十分な場合は補強する等、リフォーム時における耐震改修の誘導について、普及・啓発に努める。

4 自主防災組織等との連携

町は、建築物防災週間等の機会を活用し、自主防災組織や住民等に対する周知、啓発及び連携に努める。

第6 「被災建築物応急危険度判定」の実施計画

1 目的

地震により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

2 定義

この実施計画において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、危険度の判定、表示等を行うことをいう。

(2) 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

前項の判定業務に従事する者として、各都道府県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱に基づき知事の認定を受けた者をいう。

(3) 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関係団体等に属する者をいう。

3 震前対策

(1) 町は、協議会を通じ、県、他の市町及び建築関係団体と協力し、判定実施に際し円滑な運用が図れるよう努めるものとする。

(2) 町は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定建築物の決定方法を定めるものとする。

(3) 町は、応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）

の育成に努めるものとする。

(4) 町は、県と協力して判定資機材を備蓄するものとする。

4 判定の実施

(1) 町は、地震により多くの建築物が被害を受けた場合は、被害状況を把握し判定の必要性を判断するものとする。

(2) 町は、判定の実施を決定したときは、直ちに判定実施本部を設置するものとする。

(3) 判定実施本部は、被害状況により判定実施本部業務マニュアルに定める内容からなる判定実施計画を策定するものとする。

(4) 町は、必要に応じて県に対し判定士、判定コーディネーターの派遣、資機材の調達等の支援要請を行い、実施体制の整備を図る。

5 県との連絡調整

(1) 町は、判定実施本部の設置を決定したときは、速やかに県へ報告するものとする。

(2) 判定実施本部は、県の判定支援本部と支援の内容、支援開始時期等について協議、調整を行う。

6 その他

この計画の施行に関し必要な事項は、判定実施本部業務マニュアルに定める。

第7 実施期間

平成29年度から3か年を重点実施期間とし、進捗状況を勘案しながら継続して実施するものとする。

第8 計画の見直し

町計画は随時、耐震化の状況や目標、施策などを見直すこととする。また、重点実施期間経過後は、計画の実施状況等に関する評価を行い、必要に応じて見直すこととする。

附 則

この計画は、平成20年4月1日から施行する。

なお、「砥部町既存建築物耐震改修促進実施計画」（平成18年1月30日制定）については平成20年3月31日をもって廃止する。

附 則

この計画は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成31年4月1日から施行する。

別紙 1

ブロック塀等の安全確保を推進する災害時の重要な避難路について

「第4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」「4 地震時の総合的な安全対策に関する事項」に記載する、災害時の重要な避難路等については、以下に掲げるものとする。

- 1 緊急輸送道路
地震等災害発生後に、救助活動の円滑な実施や物資輸送の確保を行ううえで重要な道路
- 2 通学路
各学校が指定している通学路
- 3 避難路
住宅や事業所等から指定緊急避難場所^{※1}又は指定避難所^{※2}等へ至る道

※1：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項に規定する市町長が指定する指定緊急避難場所をいう。

※2：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項に規定する市町長が指定する指定避難所をいう。